

7 成 30 年 2 月 21 日自己点審議

平成 30 年 2 月 28 日学生教務委員会審議

平成 30 年 3 月 7 日教授会審議

令和 3 年 9 月 14 日自己点審議

令和 3 年 10 月 6 日教授会審議

令和 5 年 9 月 20 日学長室審議

山野美容芸術短期大学G P A制度に関する規程

(趣旨)

第1条 第1条 この規程は、山野美容芸術短期大学(以下「本学」という。)における Grade Point Average (以下「G P A」という。)制度の運用に関し、必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行い、学生の学習意欲促進を図り評価基準の明確化や厳格な成績評価に寄与するものとする。また、G P A値については、退学勧告、学生表彰、奨学金採用・継続等の参考基準として活用するものとする。

(Grade Point)

第2条 Grade Point (以下「G P」という。)は、山野美容芸術短期大学履修規程(以下「履修規程」という。)に定める成績評価に基づき、次の通りとする。

合否	評 価	基準点	G P
合格	A	100～90	4
	B	89～80	3
	C	79～70	2
	D	69～60	1
不合格	F	59～ 0	0
	X	*	0

(G P A)

第3条 G P Aとは個々の学生の学習時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値で、評価を受けた授業科目のG Pに当該科目の単位数を乗じた値を統計し、その値を評価を受けた授業科目の総単位数で除して算出する平均値をいう。

Aの取得単位数×4.0+Bの修得単位数×3.0+Cの修得単位数×2.0+Dの修得単位数×1.0

G P A =
$$\frac{\text{Aの取得単位数} \times 4.0 + \text{Bの修得単位数} \times 3.0 + \text{Cの修得単位数} \times 2.0 + \text{Dの修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数}}$$

2 G P Aは、前項に規定するG P A算定対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期G P A」、当該年度における同指標としての「年度G P A」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積G P A」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第3位以下を四捨五入するものとする。

学期G P A =
$$\frac{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目G P} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

年度GPA＝（当該年度に評価を受けた各授業科目GP×当該科目の単位数）の総和／
当該年度に評価を受けた授業科目の総単位数

累積GPA＝（在学全期間に評価を受けた各授業科目GP×当該科目の単位数）の総和／
在学全期間に評価を受けた授業科目の総単位数

3 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、F・X（GP＝0）の判定を得た場合、当該GP及びその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- 一 認定科目（単位認定修得のみを認定した授業科目）
- 二 評価が未確定又は保留の授業科目

（GPA算定期日の取り扱い）

第4条 GPA算定は、山野美容芸術短期大学学則に定める単位の授与と併せて行う。

（再履修の取り扱い）

第5条 再履修により単位修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数をGPA算定に算入するものとする。なお、当該科目について過去に得た評価及び単位数はGPA算定から除外しない。

（GPAの通知及び活用について）

第6条 学生へのGPA通知は、原則成績通知表にて通知するものとする。

（GPA算定対象科目の履修取り消し）

第7条 GPA算定対象科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取り消し期間内に限り、履修の登録を取り消すことができるものとする。

2 履修取り消し期間内に取消手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにGPA算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不可となる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年入学生より適用する。

附則

この一部改正は、令和3年10月1日より適用する。

附則

この一部改正は、令和6年4月1日より適用する。

ただし、令和6年度入学生より適用する。